

国保だより



発行：令和2年7月

下田市市民保健課
国保年金係 ③番窓口

TEL : 0558-22-3922

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときの医療費を、加入者全員で助け合う制度です。ご納付いただぐ国民健康保険税(国保税)によって運営が支えられています。

■国保税の納税義務者

国保税は世帯主の方に納付義務があります。世帯主が国保に加入していないなくても、世帯に被保険者がいれば、世帯主宛に納税通知書を送付させていただいています(擬制世帯主といいます)。

■国保税の計算方法 <税率は前年度に据え置き、課税限度額は改正しました>

国保税は、県が示す納付金と標準保険料率をもとに下田市で税率を定めています。下田市では下記の通り今年度の国保税の税率を、前年度と同率に据え置くこととしました。また、課税限度額の医療分及び介護分については、改正し引き上げられました。

区分	税率 課税対象	医療分 (75歳未満)		支援金分 (75歳未満)		介護分 (40歳以上 65歳未満)	
		前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.1%	5.1%	2.0%	2.0%	1.7%	1.7%
均等割	被保険者1人につき	19,300円	19,300円	7,600円	7,600円	11,900円	11,900円
平等割	1世帯につき	13,900円	13,900円	5,500円	5,500円	—	—
課税限度額 (上記3つの合計額の上限)		61万円	(改正あり) 63万円	19万円	19万円	16万円	(改正あり) 17万円

令和2年度の国保税は、「医療分」、「支援金分(後期高齢者支援金分)」、「介護分(介護納付金分)」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つの項目があります。これらの合計額が国保税(年額)となります。

■ 国保税の介護分について

介護分は40歳以上65歳未満の方のみにかかります。介護分の計算には対象者以外の方の所得や人数などは影響しません。65歳になる年度の介護分は、誕生月の前月分(誕生月が各月1日の方は前々月分)までを1年間に割り振ります。誕生月以降は、国保税とは別に下田市役所介護保険係より介護保険料の納付書が届きます。

■ 後期高齢者医療制度に移行になる方(75歳になる方)の国保税の計算

国保の被保険者が75歳になると、その誕生日に国保から後期高齢者医療制度に移行するため、国保から自動的に脱退します。世帯の中に年度中に75歳になる方がいる場合の国保税は次のとおり計算します。

① 世帯全員が75歳以上になる場合

75歳の誕生月の前月までの国保税を計算し、誕生月の前月までの期間で振り分けます。

② 世帯の一部が75歳以上になる場合

75歳の誕生月の前月までの国保税と、75歳未満の加入者全員の国保税を合算し1年間で振り分けます。

所得がない世帯に対する均等割額と平等割額の軽減について

世帯主(擬制世帯主も含む)及び国保加入者全員の所得の合計が一定基準以下の世帯については、国保税の「均等割額」と「平等割額」を減額する軽減措置(7割・5割・2割軽減)があります。

今年度の5割・2割軽減の基準額は改正され引き上げられました。(注:未申告の方が世帯に一人でもいる場合、軽減が受けられないため注意してください。収入がない方も申告が必要です。)

軽減割合と判定所得基準(下記基準に該当する場合、自動的に軽減します。申請の必要はありません。)

7割軽減	\leq 33万円
5割軽減	\leq 33万円 + (被保険者数 × 28万5千円) ※改正前 33万円 + (被保険者数 × 28万円)
2割軽減	\leq 33万円 + (被保険者数 × 52万円) ※改正前 33万円 + (被保険者数 × 51万円)

※ 後期高齢者医療制度に移行した方(旧国保被保険者)がいる場合、世帯構成や収入が変わらなければ同じ軽減割合となるように、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて軽減の判定をします。

非自発的失業者の国保税軽減について

企業の倒産や解雇などによって失業された方(非自発的失業者)の国保税の軽減措置があります。軽減を受けるには申告が必要です。雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑を持参のうえ、国保年金係(市役所3番の窓口)で申告をしてください。

- 対象者 ① 離職時点で65歳未満の方
② 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」

(※ 雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 11・12・21・22・23・31・32・33・34 のコード番号が記載されている方)

- 軽減内容 国保税の算定及び高額療養費の所得区分を判定する際、非自発的失業者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで(最大で2年度間)。

後期高齢者医療制度への移行に伴う国保税の緩和措置について

■ 75歳以上の方 + 同世帯の国保加入者が1人だけの世帯の国保税の軽減

国保税の医療分と支援分にかかる平等割額が5年間半額になり、その後3年間は4分の1に減額されます。ただし、後期高齢者医療制度に移行された方と継続して同じ世帯である場合に限ります。また、世帯主等に異動があった場合は適用されなくなります。(※申請は不要です。)

■ 社会保険等の被扶養者であった方(旧被扶養者)の国民健康保険税の軽減

社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方(旧被扶養者)は、国保税について次の軽減措置が受けられます。

- 軽減内容
① 所得割額が全額免除になります。
② 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、1人あたりにかかる均等割額が半額になります。また被扶養者だった方のみが国保に加入する世帯の場合は、さらに1世帯あたりにかかる平等割額も半額になります。

納付方法について

■ 普通徴収（納付書による納付、または口座引落による納付）

1年間の税額を10期に分けてご納付いただきます。

●1期、2期について

令和2年4月1日時点で国保に加入されている方のうち、前年度の国保税の年額が1万円以上の方に、5月中旬ごろ「国民健康保険税暫定賦課納税通知書(仮算定)」を送付いたします。

●3期から10期について

令和2年4月1日から6月末までの期間で国保加入期間がある方に、7月中旬ごろ「国民健康保険税納税通知書(本算定)」を送付いたします。年度途中で世帯状況や所得等に変更があった場合は、「国民健康保険税更正(決定)通知書」で変更内容をお知らせいたします。

■ 特別徴収（年金天引き）

世帯主の方が受給している年金から、1年分の税額を6期に分けて天引きさせていただきます。年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替わる方、または特別徴収から普通徴収に切り替わる方がいますのでご注意ください(下記参照)。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	納期	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	—
特別徴収	納期	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

◎納付方法の変更にご留意ください◎

■ 年金天引き(特別徴収)が新たにはじまる方

次の要件すべてに該当する世帯主の方の国保税は、年金から天引きされる「特別徴収」によつて納めていただきます。普通徴収から特別徴収への切替は、要件に該当した場合に自動的に切り替わります。

- ◆ 世帯主が国保の被保険者であること。
- ◆ 世帯内の国保の被保険者全てが65歳以上75歳未満で構成される世帯であること。
- ◆ 年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること。
- ◆ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の半分を超えていないこと。

年に1度、6月末の世帯状況で判定し、上記すべての要件に該当した世帯主の方については、10月受給分の年金より天引きとなる場合があります。なお、特別徴収になられた方でも原則として「申し出」により国保税の納付方法を口座振替に変更することができます。※国保税の滞納がある方は変更できません。

■ 年金天引き(特別徴収)から口座振替等(普通徴収)へ切り替わる方

今まで「特別徴収(年金天引き)」の方でも、世帯状況の変更等により上記の要件にあてはまらなくなった方・所得に変動があった方・当年度中に後期高齢者医療制度に移行になる方等は、「普通徴収(納付書・口座振替)」に変更となります。お手元の納税通知書にて納付方法をご確認ください。

■ 国民健康保険税の納付が困難なとき

災害や傷病、廃業、失業などにより前年と比べて所得が激減したため、生活が著しく困窮し、国保税の支払いが困難な場合には、ご相談ください。

???? 昨年よりも国保税が高くなりましたがなぜですか ???

昨年に比べ、世帯の総所得が増えると、所得割分が増えたり、軽減対象から外れる場合があります。また世帯の中に1人でも未申告者がいると軽減が受けられません。加入者が増えると均等割分が増えます。これらが高くなる原因としてよくあるものです。再度、世帯の状況に変更等や、上記に該当するような状況があるか等をご確認くださいようお願いいたします。